

理由

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、国民の生活に密接に関係した文化的な所産である文化的景観及び民俗技術を新たに保護の対象とするとともに、工芸品等の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物を登録制度の対象として新たに追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。